

六

基安発1214第3号  
平成23年12月14日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



### 建設業における死傷災害の増加を防止するための取組について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。さて、平成23年の休業4日以上の死傷災害について、建設業においては、「鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事」における墜落・転落災害が前年同期と比較して大きく増加しており、東日本大震災の復旧・復興工事においても建築工事業における墜落・転落災害の発生が多くみられるところです。

については、貴協会が主唱する「建設業年末年始労働災害防止強調期間」の実施要領中、IV重点事項の3の「(1) 墜落・転落災害の防止」を実施する際などには、①鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事、②瓦屋根の葺替え等屋根の改修工事、③地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事、④東京電力福島第一原子力発電所における事故による放射性物質による汚染を取り除く作業などにおける墜落・転落災害等を防止するため、特に下記の措置の実施について会員各位に徹底するとともに、広く周知啓発活動を実施くださいよう要請します。

また、会員各位の下記の措置の実施状況をとりまとめ、平成24年3月末日までに本職あて報告していただきますようお願いします。

#### 記

- 1 高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第518条第1項に基づき、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。なお、作業床の設置が困難な場合については、安衛則第518条第2項に基づき、防網の設置、安全帯の使用等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に講ずること。



- 2 足場を設置する場合には、安衛則第563条第1項に基づき、墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講じるとともに、平成21年4月24日付け基安発第0424001号安全衛生部長通達「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」により要請している「より安全な措置」の普及を図ること。
- 3 高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、安衛則第565条等に基づき、足場の組立て等作業主任者を選任し、職務を遂行させるとともに、安衛則第564条第1項に基づき、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
- 4 足場の高さが5m未満である等足場の組立て等作業主任者の選任を要しない場合であって、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第529条に基づき、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させるとともに、あらかじめ作業の方法及び順序を労働者に周知させること。
- 5 建築物の解体等の作業にあっては、石綿障害予防規則に基づき、事前調査や粉じんの発散防止・ばく露防止措置等を適切に講ずること。